

臨時理事会

平成21年度 年初暫定収支予算案承認

－1月27日－

平成21年1月27日（火）午後3時より、日食協会議室において臨時理事会を開催し、平成21年度年初暫定収支予算案を審議、検討し承認した。

これは定款第39条の定めにより、毎年4月1日より開始される新年度の当初期間については、5月中に開催される総会において議決される予算成立迄、執行されるべき予算がないことから、例年この時期に臨時理事会を開催して暫定予算を審議、承認しているものである。

当日は、執行運営委員会を開催する事として、予め各理事にこの暫定予算についてのご意見、賛否をご案内し、執行運営委員会出席者が委任状により各理事の代理を兼ねる形で開催した。

この臨時理事会の内容については、議事録から以下に掲載します。

出欠状況： 理事総数 26名中 出席理事 10名 委任状出席 16名 計26名
監事総数 3名中 委任状出席 3名 計 3名
出席理事氏名： 國分勘兵衛（代理 小木曾泰治） 後藤 雅治（代理 皆本 睦夫）
吉野 芳夫（代理 成田 祐一） 濱口 泰三（代理 佐田 幸夫）
津久浦慶之（代理 津久浦慶信） 三枝 皓祐（代理 小林 由朗）
磯野 謙次（代理 和田 正） 加藤 武雄（代理 破魔 重美）
水足 眞一（代理 葉梨 卓淑） 奥山 則康

◎委任状出席理事 山本佳宏、村山圭一、堀内琢夫、上田弘、松川隆志、永津邦彦、鈴木重一、桑島敏彰、中村成朗、竹内克之、本村道生、柳川信、中嶋隆夫、佐藤孝治、大野志郎、成田健

◎委任状出席監事 萩原弥重、横山敬一、濱口吉右衛門

議案 第1号議案 平成21年度年初収支暫定予算の件
第2号議案 その他

定刻、事務局より開会の案内と本日の出欠状況を報告。理事会の成立を確認。

正・副会長いずれも代理出席なので、定款第14条3項に基づき議長として、専務理事の就任の是非について諮ったところ、異議なく承認されたので奥山則康専務理事が議長席に着席した。

議長は直ちに議事録署名人として、破魔理事代理と佐田幸夫理事代理を指名し、了承を得たので議事に入った。

第1号議案 平成21年度年初収支暫定予算の件

議長より資料1の予算案と策定経緯について説明し、さらに事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行った。ここで改めて出席者に賛否、質疑を問うたが、異議なく承認された。

尚、この暫定予算は5月に予定されている総会において議決される平成21年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

第2号議案 その他

議長より出席者に問題提起の有無を諮ったが、何もなかった。

以上で、予定の議題の審議が終了したので議長より閉会を告げた。

以上

平成21年度年初収支暫定予算（案）

（自平成21年4月1日～至平成21年5月29日）

1 収入の部

大科目	中科目	金額（円）
会費収入	会員会費収入	9,109,000
雑収入	雑収入	22,000
当期収入合計		9,131,000
前期繰越収支差額		22,976,721
収入合計		32,107,721

2 支出の部

大科目	中科目	金額（円）
事業費	調査研究事業費	4,380,000
	知識啓発事業費	810,000
管理費	人件費	3,100,000
	会議費	300,000
	事務諸費	1,320,000
当期支出合計		9,910,000
当期収支差額		-779,000
次期繰越収支差額		22,197,721

議案内容について

定款第39条により、平成21年度年初（平成21年4月1日より平成21年5月29日（総会開催予定日）まで）収支暫定予算を次の如き立案方針で策定致しました。

収入の部であります。前期からの繰越分については平成20年度予算の翌期繰越金額としました。

会費収入については、当局の指導に基づき、平成20年度実績（9月末）額の「12分の2（2ヶ月分の意）」としました。

支出については、調査研究費・知識啓発事業費ともに平成20年度予算と、進捗状況を勘案し推計しました。

人件費については、平成21年度見込み額にて算出しました。

会議費と事務諸費については、20年度実績（2ヶ月間）に進捗状況を加味し、算出致しました。

以 上

事業活動

需要に合った生産、消費にあった販売を

—各地で新年賀詞交換会開催—

酒類食品業界の親睦団体である酒類食料品業懇話会は、1月5日（月）東京都中央区のロイヤルパークホテルで恒例の新年賀詞交換会を開催し、メーカー、卸の幹部が多数出席して新春の慶びを分かち合った。

会の冒頭で國分勘兵衛会長（国分(株)）は、次のような年頭挨拶を述べた。

「日本経済は昨年後半からの金融不安が本年に持ち越され、報道では厳しさが強調され明るい話題はない。昨年は原油や原材料の値上げから多方面で価格改定が実施され、酒類食品業界においても価格改定が実施され一息ついているところではないだろうか。しかし昨年後半からの金融不安から円高・株安・消費停滞などが生じ実態経済に大きな影響を及ぼし新年を迎えている。酒類食品業界においては人口減少、高齢化などマーケットは



乾杯の発声をする國分勘兵衛会長

縮小するとは言いながら、われわれは他産業に比べればまだまだ恵まれた状況ではないだろうか。今年もこの業界を大切に育てて生きたい。その為には消費停滞を引き金にデフレ再燃が懸念される中、需要にあった生産、消費に合った販売を心がけデフレ化に巻き込まれる事なく、利益を付加価値確保のための再投資に利用し、業界の繁栄のために尽力していただければと思う。環境は厳しいが酒類食料品業界が実りの多い年になる事を願っている。」

出席者はメーカー・卸・団体関係者など233社・798人。来場した年男を代表して、味の素特別顧問の歌田勝弘氏が乾杯の発声を行った。中締めは、磯野健次氏（明治屋商事(株)）がおこなった。例年、業界新年会を開催していた東京都食品卸同業会が昨年で解散したため、東京地区のメーカー・卸の賀詞交換会は今年から本会に一本化されたことで出席者も昨年を100人ほど上回った。

缶詰業界新年賀詞交換会は、1月7日（水）東京都千代田区のパレスホテルで缶詰8団体（(社)日本缶詰協会・(社)日本加工食品卸協会・日本製罐協会・(財)食品環境検査協会・日本鮪缶詰輸出水産業組合・日本水産缶詰輸出水産業組合・日本蜜柑缶詰工業組合・日本ジャム工業組合）の共催で関係省庁や会員企業のトップら450名が参集し行われた。

冒頭、関連団体を代表して(社)日本缶詰協会の小瀬 昉会長（ハウス食品(株)）は、「世界的な不況の中で先行きが見えない中、我が業界は顧客に焦点を合わせて新しい価値を提供していかねばならない。缶詰・瓶詰・レトルト食品は経済価値に加え、個食・即食にも対応できる特性をもっている。これにおいしさと健康という消費者の求める価値を加えることができれば、必ず市場活性化へのチャンスは掴めるはずだ。業界全体が一丸となって市場のメリット・デメリットを分析し、開発力を高めていくことが大切だ。8団体は関係を強化して訴求していく。缶詰協会は普及と品質向上という原点に立ち返って展開していく。「信頼性向上自主行動計画」に基づく対策を魂を込めて実践していきたい。」と挨拶。

この後、農林水産省総合食料局長町田勝弘氏が、祝辞を述べ、(社)日本加工食品卸協会の國分勤兵衛会長（国分(株)）が乾杯の音頭を執り、「100年に1度の世界的不況といわれている中、一番大切なのは自社の経営を徹底して行うことで、消費者が求める商品を作り、魅力的な提案で販売する事だと思う。日食協も一丸となって商品販売に取り組んでいく考え方だ。」と述べた。中締めは日本製罐協会の三木啓史会長（東洋製罐(株)）が、行い「パワフルで元気ハツラツな1年となることを願い、関連団体一丸で市場活性化を目指したい。」と締めた。



缶詰業界 新年賀詞交換会

近畿支部においては、(社)日本加工食品卸協会と大阪府食品卸同業会の共催で「09年大阪食品業界新春名刺交換会」が1月5日(月)大阪・太閤園で開催された。卸・メーカー約210社670余人が出席し新年の清々しい雰囲気の中で華やかな賀詞交歓を行った。

主催者を代表して(社)日本加工食品卸協会近畿支部副支部長の浅沼 明氏(加藤産業(株))は、「昨年の価格改定の動きはようやく市場に浸透した。今年をこれを基盤に新しい市場創造に向かって卸、メーカーが一体で取り組んでいかねばならない。消費の停滞が言われているが、まだまだ新しい切り口はあると思う。例えば、朝食を食べない子供達が増えているという中で、食べやすいおいしい朝食の提案、高齢者には健康をキーワードとした安心・安全な食の提案など、製造から売場作りまでのトータルな展開が必要となってくるだろう。これまでの経験を生かして、おのおのの立場でできることを1つずつ実践し、共に汗をかいていけば必ず明るい未来が開けるはずだ。」と述べた。

来賓代表の農林水産省近畿農政局長の斉藤 昭氏は、「経済構造不況と言われる現在、関西経済の活性化も今年の農政の重要課題となっている。このため、関係省庁と連携して農商工等連携促進法に基づき、農林水産業と商工業等の連携を強化し、新商品の開発、販路開拓などの取り組み支援を通じてフードシステム全体の活性化に努める。食品産業は日本経済のコア産業であり、現在の生産額は我が国のGDP500兆円の約2割を占めることから、不況脱出の切り札となる。その意味でも特に大阪食品業界のますますの発展を祈念する。」と挨拶された。

ついで大阪府食品卸同業会の佐藤 進会長(伊藤忠食品(株))が乾杯の発声を執り、「100年に1度と言われるほどの米国からの経済不安の激震の中で迎えた新年だが、こうした年こそ足元をしっかりと固めて、私ども卸とメーカーがスクラムを組み、日々の業務に取り組んでいかねばならない。厳しい時代だからこそ明るい家庭の食卓を提供し、楽しい食事を提案することが業界人の使命だと痛感している。基本に忠実にまっすぐ進んで行こう。」と述べた。中締めは参加企業を代表して、

味の素(株)の平井秀幸氏が「三本締め」を行い閉会した。

北海道支部では、1月6日(火)に平成21年「加工食品業界新年交礼会」を開催し、会員や賛助会員など約300人が参加して難局を乗り越えようと誓い合った。

北海道支部長の村山圭一氏(スハラ食品(株))は、「暗い話題が多いが、食品業界は景気が悪い他産業と比べ恵まれている。第1に食品は食べるとなくなる。第2に円高が悪いと言われるが、逆に安い商品を輸入できるメリットがある。第3は海外旅行に安くいける。10年先をみると、北海道で仕事できる事はすばらしいことかもしれない。食糧自給率200%を超える道内にはチャンスがある。中国やロシアから日本をみても、将来の食糧基地として最適どころらしい。北海道は日本で一番可能性がある。朝の来ない夜はなく、希望を持っていきたい。消費者の変化のスピードに負けないよう日々努力して難局を乗り越えよう。」と述べた。

賛助会員を代表して須藤 宏氏(北海道味の素(株))は、食品業界で大切な事は、安全・安心の約束事をしっかり守り、嘘をつかないこと。北海道の経済はきびしいが、逆にその良さをアピールできるチャンスだと思う。」と乾杯した。

最後に、副支部長の山本佳宏氏(日本アクセス北海道(株))は、「世相を表す言葉で1昨年は偽、昨年が変、そして今年は我慢の我だ。また、こういう時代、すこしでも早く悪いところから脱皮しようといっている。自らが脱皮していく事が大事。」と結んだ。

九州・沖縄支部は、1月5日（月）ホテル日航福岡において「平成21年度新年交礼会」を開催した。福岡県の主要卸はもとより、九州各地区卸同業会、商社、メーカー幹部が出席し新年の始まりを祝った。

九州・沖縄支部長の本村道生氏（コゲツ産業(株)）は、「昨年を顧みると、特に後半時期において世界中が大荒れに荒れた感がある。あまりにも変化のスピードは早く、影響の大きさ、深さに当惑しながらの新年を迎えた。このような世界的な不況の中で消費がますます減退する懸念の中、私ども食品業界も別の問題をもっている。代表的なものが食の「安全・安心」が問われ、消費者が不安を持っていることだ。また原料、原油高による値上げがあったが、消費者、小売業の皆様からも基本的には理解が得られ、値上げは順調な浸透も見られた。これは危機感を共有して、業界が「協調」したためではないかと思われる。いずれにしても、世界的な景気低迷から脱却するためには大きなエネルギーを必要とするだろうし、同じように、私ども卸売業の業界においても「協調」というスタンスが非常に重要になってくるものと思われる。幸い私ども食品業界は「不況に強い」と昔から言われているが、努力を怠らず、厳しい時代に共存共栄の理念で乗り切っていきたい。今年は丑年だ。ゆっくりとしっかりした歩みで進んでいきたい。それぞれの役割を果たしながら、業界全体が協調の道を進めるようお願いしたい。」と挨拶し「協調」の必要性を訴えた。

副支部長の柳川 信氏（ヤマエ久野(株)）は「景気低迷でも一喜一憂することなく、常に冷静でありたいと考えている。今年は丑年で、目的に向かって迷走することなく、経営の原点を見据えて一步一步確実に前に進んで王道を歩みたい。」と挨拶した。



平成20年度

「新型インフルエンザ対策」ガイドライン

(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)

 **社団法人 日本加工食品卸協会**
執行運営委員会「新型インフルエンザ対策」プロジェクト

販売促進金支払データ 照合区分の新設について

—EDIワーキンググループ—

販売促進金支払データ 照合区分「7」新設のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。「企業間標準システム」の販売促進金支払データ内「照合区分」に7（別途支払済み）を新設致します。ホームページ上のデータフォーマットも改訂しておりますので参照願います。

敬具

記

1. 変更箇所

販売促進金支払データ 6. 支払明細レコード2 の No10「照合区分」に照合結果の内容に新たに7（別途支払済み）を設定します。

2. 変更目的

照合区分は現在0～6を日食協として設定しているが「別途支払済み」という切分けを増やす事により、照合結果内容をより明確化させ業務効率を向上させる事を目的としています。

3. 新設後照合区分

請求金額に対する照合をした際の結果内容を示す。

0：照合支払、1：数量違い、2：条件違い、3：条件・数量違い、4：保留、
5：約束無し、6：支払済み、7：別途支払済み

4. 適用日

平成21年 2月 1日

以 上

No	Content	条件	Col	Pic	format	Length	Description
10	照合区分	◎	42	X(01)	CH	1	0:照合支払、1:数量違い、2:条件違い 3:条件・数量違い、4:保留、5:約束無し、 6:支払済み、7:別途支払済み

6-10 照合区分

請求金額に対する照合をした際の結果の内容を示す。

0：照合支払、1：数量違い、2：条件違い、3：条件・数量違い、
4：保留、5：約束無し、6：支払済み、7：別途支払済み

講演録：「環境自主行動計画を考える」要旨

—環境問題対応W・G(B)—

日本の環境行政の大きな特徴として、業界毎に「環境自主行動計画」を策定して国際的に約束したCO₂の削減計画の実効性を高める事があります。弊協会も昨年環境関連法の改正を受けて、平成11年度に策定した「環境自主行動計画」の見直しを行い、①温暖化対策と②廃棄物対策に取り組む新たな「環境自主行動計画」を策定いたしました。

環境問題対応W・Gは、業界としての環境数値の実効性を高める意味からも、農林水産省の環境自主行動計画フォローアップチームの委員であった三原 翠氏を講師にお招きして環境問題についての研修会を1月13日(火)13:30～15:00日食協会議室にて開催した。以下に当日の研修内容の骨子を掲載する。

【講師】三原 翠 氏

大学卒業後、16年間 食品衛生研究所 食品部にて輸入食品検査に携わった後、1992～2001年春までネスレ日本株式会社に勤務。

2002年以降は、ISO審査や環境マネジメントシステム構築に携わり、環境コーディネーターとして活躍。現職フリー。

- ・農林水産省 環境自主行動計画フォローアップチーム元委員
- ・NPO法人 食品保健科学情報交流協議会常任理事
- ・エムエポックコンサルティング株式会社 取締役
- ・ISO14001環境主任審査員 (CEAR)
- ・ISO22000食品安全審査員補 (JFARB, IRCA)
- ・ISO9001品質審査員補 (IRCA)
- ・エコアクション21審査人



講演する三原 翠氏

講演内容：環境自主行動計画について

<環境自主行動計画の歴史（農林水産省）>

- ・2005年度までに環境自主行動計画を策定した団体
食品製造業12団体、食品流通業1団体、外食産業1団体の合計14団体
内容は温室効果ガスの削減目標の設定と追跡
- ・2005年度は、2団体が目標達成（製糖業、即席麺業）
- ・2006年度は、更に3団体が達成（醤油協会、植物油協会、ハムソーセージ工業協会）

<環境自主行動計画の意義の変遷>

- ・このままでは京都議定書は達成できないため、“自主的”と銘打ってきたものだが、より厳しいものになってきている。

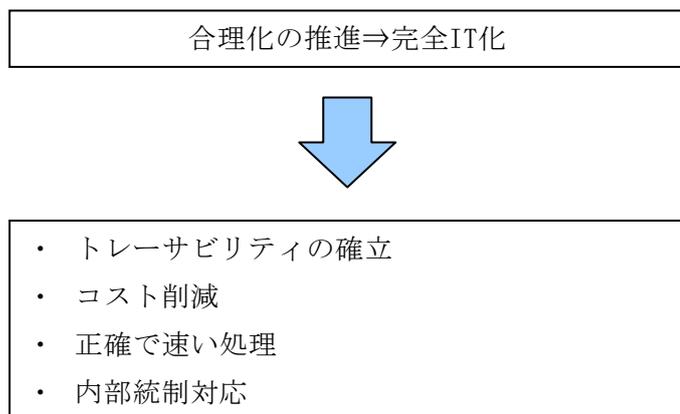
- ・しかし、企業は官庁の下ではなく、もっと対等な関係を持つべきである。
- ・自主行動計画は目標数字が出てしまっている以上、数字で論議されることになるだろう。しかし、その数字に対してのフォローアップまでには行っていない。
- ・自主行動計画は京都議定書達成のためのステップで、軽く見ているわけではない。
- ・国としては少しでも京都議定書達成に近づきたい。それでも達成できなかった部分については、排出権取引や環境税によって決着をつけることになる。その方が、個別に削減する意欲が上がり、達成に近づけるかもしれないと考えている。

<データ把握>

- ・協会毎の把握では限界がある。個々の企業毎に排出量把握が必要。
- ・国内排出量取引試行では、ひとまず「総量」ではなく「原単位」でも可とする。
※敷居を低くして導入を進めるため
- ・食品卸業界としてはIT化が一番のポイントではないか。
- ・食品卸としての新しいありかたを模索 していかなければならない。

講演内容：総括

食品卸業界の道



- ・排出量取引を行う前提で、企業としてどう取り組んでいくのか、どれだけのコストがかかるのか、具体的にデザインしておけば、経営トップの判断がしやすくなるのではないか。
- ・目先のコストだけではなく、先を見ることも重要。
- ・それぞれの企業が自立し、リスク対策を打っておくべきである。他社の様子を見て動いていたら危ない。

元気な企業はPDCAサイクルを早くに取り込んで、経営全般をPDCAでまわしている。環境問題だけではなく、経営そのものとして取り入れてほしい。

- ・本来の目標が何かを考える。「今」ばかりではなく「先」を見て、「他社」を気にするのではなく「自立」することを考える必要がある。

以上

「原料原産地表示業界ガイドライン(案)」の文書について審議

—全国食品缶詰公正取引協議会—

全国食品缶詰公正取引協議会は、(社)日本缶詰協会からの要請を受け、去る12月9日に平成20年度第1回表示審査委員会を開催した。審議内容は同協会において策定が進められている「原料原産地表示業界ガイドライン(案)」の内容に関する事項で、審議の結果は公正競争の観点から以下の3点について検討するよう決定した。

- ・ガイドライン(案)の用語において各関係法令等で定義化されている意味とは異なった使い方をしているものがあり、活用しようとする事業者が内容を誤って解釈する可能性があるため、重要となる用語については定義を明確にすること。
- ・表示対象の範囲について農産物製品及び畜産物製品について記載されているが、水産物製品についての記載がなく、全ての水産物製品が表示対象の範囲外であると誤認させる恐れがあるので、一部の製品は対象になる旨の一文を追加すること。
- ・協会においてガイドライン策定作業をしている関係者は、ほとんど製造企業であるので、表示責任を負う販売者の意見等を聴きガイドラインに反映させること。

「原料原産地表示業界ガイドライン(案)」を審議検討

—商品開発研究会—

1月14日午後3時より日食協会議室において、昨年の12月9日に開催された全国食品缶詰公正取引協議会での結論を受けて、弊協会の商品開発研究会と(社)日本缶詰協会の技術委員会及びワーキンググループの方々に「原料原産地表示業界ガイドライン(案)」についての意見交

換会を開催した。

最初に(社)日本缶詰協会技術部部長土橋 芳和氏から「原料原産地表示ガイドライン(案)」についての説明をいただいた後、質問を含めて幅広く意見の交換を行った。



商品開発研究会会場

世界経済は、3つの収縮に直面

2月13日（金）（社）日本加工食品卸協会近畿支部と大阪府食品卸同業会との共催による新春講演会が、200名を越す会員・賛助会員の出席のもと、太閤園にて開催された。



開会の挨拶をする濱口泰三近畿支部長

はじめに主催者を代表して、近畿支部長の濱口 泰三氏（伊藤忠食品㈱）が「世界の経済情勢は“信用収縮” “需要収縮” “雇用・所得の収縮” この三つの収縮に劇的に直面している。食品業界は、震源地から最も遠く、津波被害が軽微とされているが、その影響はじわじわと押し寄せてくると予測される。“信用収縮”は企業の資金繰りに影響を与え、倒産リスクが高まる可能性があり、“雇用・所得の収縮”は“需要収縮”に直結する。去年は、食品資源の高騰などによる生活防衛型の経済だった

が、本年は“所得減少と雇用問題”及び“企業防衛”が加わり、予測不確実性の高い一年になる。一方、生活や経済の重要な担い手である政治の世界も迷走を繰り返している。本日は評論家の岩見先生に学び、大揺れの政治・経済の大波を“食品の安心・安全”と“価格の信頼性”を基本に、卸売業界として上手に乗り越えて行く事を祈念する。」と挨拶した。



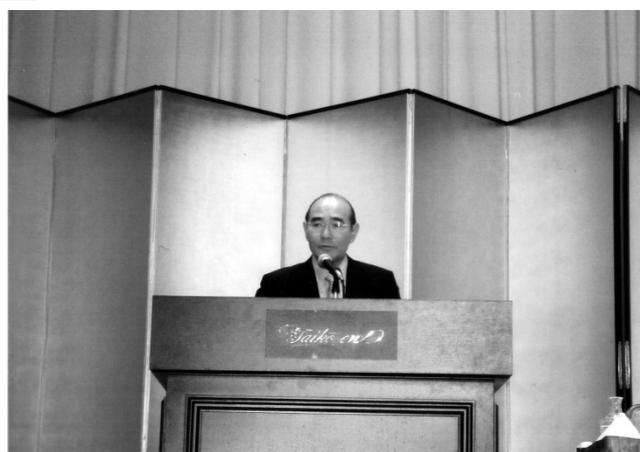
講演会 会場

続いて政治評論家の岩見隆夫氏が「緊迫の政局を読む」と題して、混迷の度を増す政界の動きを、表から、時には裏からと、いろいろなエピソードを交え大変興味深く講演された。



講演する岩見隆夫氏

最後に大阪府食品卸同業会会長の佐藤進氏（伊藤忠食品㈱）が、「府の経済状況も好転、当食品業界も、今年こそは製・配・販が一体となり不況を吹き飛ばそう。」との力強い挨拶で幕を閉じた。



閉会の挨拶をされる大阪府食品卸同業会 佐藤 進会長

第25回 異業種交流委員会開催

－ 2月6日－

平成21年2月6日（金）午後3時より、当番幹事の全国医療品卸商連合会の副会長店であるピップトウキョウ株式会社の会議室にて、異業種卸6団体20名が出席して開催された。

主要な議題としては、(社)日本医薬品卸業連合会から、①改正薬事法（販売制度改正）について ②返品問題について、全国化粧品日用品卸連合会から、①新型インフルエンザ対応について ②返品削減について、全国菓子卸商業組合連合会から、①CO₂削減に関する勉強会の開催について、全国医療品卸商連合会から①返品削減の取り組みについてが提起され、検討をおこなった。

弊協会からは、①「新環境自主行動計画」について報告を行った。異業種卸の交流会ではあるが、環境問題や返品問題など共通するテーマも多く熱心な会議内容であった。

次回の開催予定は、当番幹事が全国化粧品日用品卸連合会で10月6日（金）に決定。

九州・沖縄支部研修会開催

—2月20日—



挨拶される本村道生支部長

2月20日（金）九州・沖縄支部の研修会が、ANAクラウンプラザホテル福岡に於いて開催された。当日は九州地区の会員及び賛助会員の幹部社員200名余りが出席、冒頭、同地区の本村道生支部長（コゲツ産業株式会社代表取締役社長）より挨拶のあと、引き続き研修会が開始された。以下研修会での講演内容をお伝えする。

講演録

日本の流通業の実情とM&A時代の対応

フロンティア・マネジメント(株) 代表取締役 松岡 真宏 先生

松岡真宏（まつおか・まさひろ）氏

東京大学経済学部卒業後(株)野村総合研究所・パークレイズ証券会社を経て1997年UBS証券会社に入社、1999年に株式調査部長兼マネージングディレクターに就任。2003年に(株)産業再生機構に入社後、マネージングディレクターに就任。2007年に現フロンティア・マネジメント(株)を設立し代表取締役に就任し現在に至る。

まずはじめに、日頃われわれが日本のマーケットに対して感じている認識の違いを指摘、例えば、日本の小売業は零細企業が多く、流通業としては非効率なため、生産性が低く物価が高い原因であるなどと言われているが、日本の生活必需品は極めて安い、何故かと言うと、中小の小売業の競争が激しいこと、同時にその小売業は中間流通業である卸によって支えられていることが安定した安い物価を保つ大きな要因になっている。卸が介在することであらゆる商品調達が可能になり、面倒な物流要請にも応えられる。卸売業は商品を右から左に流すだけで口銭を稼いでいると思われ、正当な評価をされていない。効率性・物価・生産性は必ずしも同



講演する松岡真宏先生

心円上の議論ではなく、卸の役割は大きくその存在は無視できない。米国と比較し日本の賃金は三割弱高いが、家賃やエネルギーは五割強・上下水道は七割強高いため、賃金の割高感は少ないといえる。この様な状況の中で、都市部における労働集約型といえる対面型のビジネスモデルの日本と、地方における設備集約型といえるセルフ型のビジネスモデルの米国とを比べると、日本の労働生産性が低いのは当然である。

今、この特有な市場環境の我が国で、新たな変革が起きつつある。1985年に大小取り混ぜて260件だったM&Aが、2006年には2700件と10倍強に膨らんでいる。背景には低成長経済へ突入したこと、持ち株構造の変化、制度の変更とアドバイザービジネスの拡大等があげられる。シェア維持だけでは減収につながる時代に、また、株主の発言力が強まってきたり、売り手と買い手の保有情報に大きな格差が無くなったこと等から、経営陣に求められる新たな条件として、本業以外の能力（金融市場や法律・会計などの制度市場の知識）を習得するか、ブレンまたはコンサルタントを経営陣に加える必要が出てきた。

企業価値の本源が保有担保価値から、将来利益をどれだけ生み出せるかという収益価値に変わり、「金利+5~6%の利益」が出せないと資金調達が難しくなる。

自由競争・規制緩和の状況の中、大手の寡占化がどんどん進むが、M&Aが進み大手に集約化されることがイコール大手が勝つ事ではなく、強い奴が勝つのである。

しかも、日本のスーパーとドラッグの業界は決して寡占化が進んでいるとは言えない。大手になればなるほどハイコストになり、厳しい経営環境を余儀なくされる。そういった中で、純粹に卸の介在した数少ない産業が食品小売産業であり、この先も卸としての独自の機能を最大限発揮して戴き、その存在価値を知らしめて欲しいと強く考えている。

流通構造・取引関係等の変化と卸売業の対応の方向

財団法人 流通経済研究所 理事 高橋 佳生 先生

高橋 佳生 (たかはし・よしお) 氏

青山学院大学大学院国際政治経済学部修士課程を終了後、メーカー勤務(米国を含む)後、1987年財団法人流通経済研究所に入所、主任研究員を経て、現在は理事の要職に就任 現在に至る。

世界的にバブルがはじけ、それに支えられてきた日本の自動車産業や電機産業界を中心として大きなダメージを受けた。経済全体が収縮し、消費が小さく市場規模が拡大せず、インフレ基調からデフレの再来となる。昨年10月以降、生産が急激に減少、反面、在庫率が大幅に上がり、生活者も不安感から節約志向になってきている。食品業界は業態別にみると、CVSは好調、食品スーパーは堅調、GMSは厳しく百貨店は不振を極めている。食品スーパー



講演する高橋佳生先生

は売り場面積が増えたが、売り場効率が多少減少、GMSは面積は2割弱増えたが売上は2割強の減少、しかし、CVSだけは両方とも順調に増加している。注目すべきは通販・カタログ販売業界で3割以上も売上げを伸ばし、かつて食品は関係ないという印象だったが、近年はそんな事はなく、消費者の購買の仕方が大きく変わってきた。

そこで流通業界の新たな再編の時代に突入した。効率化の一環として、M&Aやグループ化、異業種間での提携等が日常茶飯事の状態となっている。スケールメリットを生かす形のPBの拡大、流通の効率化による収益の拡大、情報共有化によるSCMの推進などであるが、我々卸売業としては既存の経営資源をフルに活用し、小売業を全面的にサポートできる好位置に存在している。さらに新しいイノベーションを取り込み、付加価値を付けて流通の効率化に取り組むことも、インターネット等を通じて、新たな販売チャネルの開拓に挑戦することも可能である。

近年大きな制度改正が予定されている。この制度変更により競争関係が大きく変化する事、薬事法の改正・省エネ法の改正・食品リサイクル法の改正等全てが卸売業に影響を及ぼすので関心を持って取り組むことが大事である事、また、メーカーの建値制度の実情の説明、センターフィーの問題等を、味の素・PG社・カルビー・ネスレ・ユニリーバの各社を例に出し留意点や課題等の説明を受ける。特にセンターフィーの負担が大きいことから、①専用センターの汎用化（複数企業の一括配送のメリットの追求）②卸の共同配送化（三温度帯同時配送等）③首都圏に於ける共同配送など、既に競合先との間で進めている業界も有り、配送効率・作業効率を上げ、少しでもこのセンターフィー負担の軽減が図れるよう努力すべきだと思います。



会場風景

改正食品リサイクル法における定期報告について

—環境問題対応W・G(A)—

平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者（食品廃棄物等多量発生事業者）に対して、毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。これに伴い、上記に該当する事業者は、平成20年度の状況を本年4月1日から6月末までに、農林水産省等に対し報告することになります。

本件については、弊協会が平成20年3月に作成した改訂版「食品リサイクル法」への対応ガイドラインや以下の資料を参照して適切な対応をお願いしたい。

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

食品リサイクル法

改正

平成19年12月
施行

定期報告がスタート!

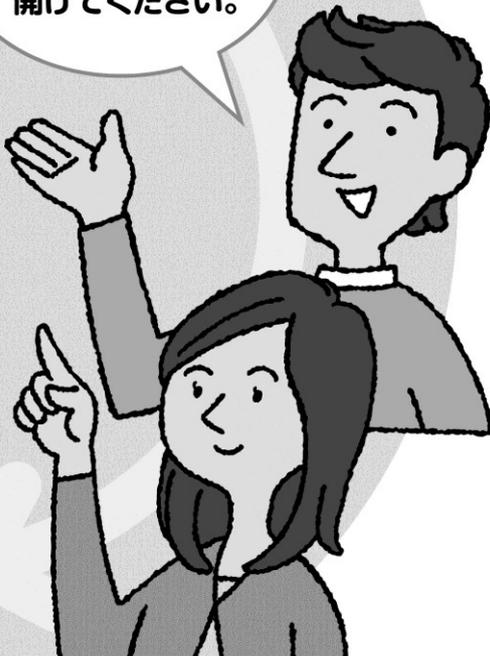
平成20年度の状況を

平成21年4月～6月

に報告します。

※詳しくは裏面をご覧ください。

消費者の方は、
こちらから
開けてください。



事業者の方は、
こちらから
開けてください。



食品リサイクル法は循環型社会の構築をめざして制定されました。食品関連事業者には食品循環資源の再生利用等に取り組むことを、消費者には食品廃棄物の削減とリサイクルに努める事業者への協力を求めています。

裏面 法律改正、ここがポイント!!

- ▶ 再生利用等に熱回収を追加。
- ▶ 定期報告義務を創設。FCは一体的取扱いに。
- ▶ 再生利用事業計画の認定見直し。

中面 事業者ごとに実施率目標を設定。

農林水産省
(財) 食品産業センター



食品リサイクル法の改正、 ここがポイント!!

改正

再生利用等に 「熱回収」が加わりました。

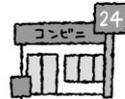
食品循環資源の再生利用が、経済的または技術的に著しく困難であって、メタン化と同等以上の効率でエネルギーを回収できる場合は「熱回収」を選択できるようになりました。

食品廃棄物等を多量に発生する事業者に対して 定期報告義務が設けられました。

食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者（食品廃棄物等多量発生事業者という）は、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量および食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが、義務付けられました。毎年度、6月末日までに前年度の状況について、電子申請または書面および電子媒体により報告します。

報告は平成20年度の状況を平成21年4月～6月に行います。
定期報告書の様式は下記のホームページでご覧いただけます。
http://www.shokusan.or.jp/kankyoshoku/organize/org_b.html

フランチャイズチェーン（FC）は 一体的に取扱われます。



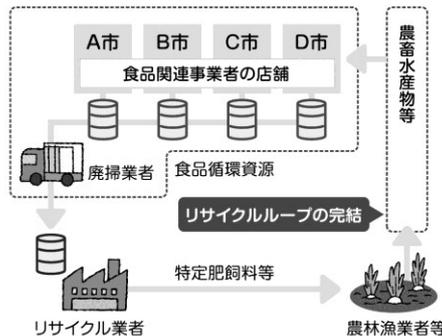
フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者であって、一定の要件を満たすものは、その加盟者において生じる発生量を含めて「食品廃棄物等多量発生事業者」であるかどうかを判定することになりました。

食品関連事業者の取組を円滑にするために 再生利用事業計画の認定制度が 見直されました。

再生利用事業計画（食品廃棄物由来の肥料により生産された農畜水産物を食品関連事業者が引き取る計画：食品リサイクル・ループ）が主務大臣の認定を受けた場合、認定計画に従って行う食品循環資源の収集運搬については、廃棄物処理法に基く、一般廃棄物収集運搬業の許可は不要となりました。

※計画認定にご関心のある方は、農林水産省食品産業企画課食品環境対策室、または各地方農政局にご相談ください。

市町村を越えた集積運搬が可能に。



今回の法律改正で見直された部分。

（荷積み）許可不要 （荷卸し）許可不要 ◀ 廃棄物処理法の特別

お問い合わせ 農林水産省・地方農政局・地方農政事務所等

農林水産省 総合食料局 食品産業企画課 食品環境対策室
TEL.03-3502-8111（内線）4140

北海道農政事務所農政推進課 TEL.011-642-5410

東北農政局 生産経営流通部 食品課
TEL.022-263-1111（内線）4337

青森農政事務所農政推進課 TEL.017-775-2151

岩手農政事務所農政推進課 TEL.019-624-1125

秋田農政事務所農政推進課 TEL.018-862-5611

山形農政事務所農政推進課 TEL.023-622-7231

福島農政事務所農政推進課 TEL.024-534-4145

関東農政局 生産経営流通部 食品課
TEL.048-600-0600（内線）3139

茨城農政事務所農政推進課 TEL.029-221-2188

栃木農政事務所農政推進課 TEL.028-633-3315

群馬農政事務所農政推進課 TEL.027-221-1416

千葉農政事務所農政推進課 TEL.043-224-5617

東京農政事務所農政推進課 TEL.03-3214-7321

神奈川農政事務所農政推進課 TEL.045-211-7175

山梨農政事務所農政推進課 TEL.055-228-6611

長野農政事務所農政推進課 TEL.026-233-2500

静岡農政事務所農政推進課 TEL.054-246-6211

北陸農政局 生産経営流通部 食品課
TEL.076-263-2161（内線）3397

新潟農政事務所農政推進課 TEL.025-228-5211

富山農政事務所農政推進課 TEL.076-421-6104

福井農政事務所農政推進課 TEL.0776-36-1790

東海農政局 生産経営流通部 食品課
TEL.052-201-7271（内線）2349

岐阜農政事務所農政推進課 TEL.058-271-4044

三重農政事務所農政推進課 TEL.059-228-3151

近畿農政局 生産経営流通部 食品課
TEL.075-451-9161（内線）2391

滋賀農政事務所農政推進課 TEL.077-522-4261

大阪農政事務所農政推進課 TEL.06-6943-9691

兵庫農政事務所農政推進課 TEL.078-331-9951

奈良農政事務所農政推進課 TEL.0742-23-1281

和歌山農政事務所農政推進課 TEL.073-436-3832

中国四国農政局 生産経営流通部 食品課
TEL.086-224-4511（内線）2152

鳥取農政事務所農政推進課 TEL.0857-22-3131

島根農政事務所農政推進課 TEL.0852-24-7311

広島農政事務所農政推進課 TEL.082-281-2111

山口農政事務所農政推進課 TEL.083-922-5404

徳島農政事務所農政推進課 TEL.088-622-6132

香川農政事務所農政推進課 TEL.087-831-6151

愛媛農政事務所農政推進課 TEL.089-932-1177

高知農政事務所農政推進課 TEL.088-875-2151

九州農政局 生産経営流通部 食品課
TEL.096-353-3561（内線）4286

福岡農政事務所農政推進課 TEL.092-281-8261

佐賀農政事務所農政推進課 TEL.0952-23-3131

長崎農政事務所農政推進課 TEL.095-845-7121

大分農政事務所農政推進課 TEL.097-532-6131

宮崎農政事務所農政推進課 TEL.0985-22-3181

鹿児島農政事務所農政推進課 TEL.099-222-0121

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料流通課
TEL.098-866-1673

食品リサイクル法の法令等については、農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/kankyoku.htm をご覧ください。

企画制作／平成20年12月 財団法人 食品産業センター 〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三栄ビル TEL.03-3224-2380 FAX.03-3224-2398
ホームページアドレス <http://www.shokusan.or.jp/kankyoku/>

本誌は再生紙を利用しています。

関連省庁・団体からのお知らせ

食品事業者におけるコンプライアンスの徹底について

20 総合第 1613 号

20 消安第 9859 号

平成 20 年 12 月 16 日

(社) 日本加工食品卸協会

会長 國分 勸兵衛 殿

農林水産省総合食料局長



農林水産省消費・安全局長



食品事業者におけるコンプライアンスの徹底について

昨今、JAS法違反の不適正表示事案など、食品事業者に対する消費者の信頼を揺るがすような事案が多発しており、誠に遺憾です。

消費者が日々摂取する食品に関する法令の違反は、消費者の生活の安心を脅かすだけでなく、食品業界全体への信頼の低下にもつながるものであり、消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではありません。

食品事業者のコンプライアンスの徹底については、本年3月25日に食品事業者団体に対して「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を会員等企業に周知してその取組を推進するようお願いしたところです。

しかしながら、その後も食品事業者の不祥事が相次いで発生しており、食品業界全体に対して消費者の不信が増幅しかねない状況にあります。こうした現状に鑑み、国民の食を支える事業者・団体として、食品業界を挙げてJAS法、食品衛生法をはじめとする関係法令の一層の遵守を徹底し、信頼回復に努められるよう改めて要請します。



20消安第10759号

平成21年1月23日

(社)日本加工食品卸協会会長

殿

農林水産省消費・安全局表示・規格課長
水産庁漁政部加工流通課長

かつおぶし関連加工品の食品表示の適正化について

日頃から、水産物加工品の適正表示の推進にご尽力いただき感謝します。

かつおぶし削りぶし等につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）及び削りぶし品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1659号）により、製造者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者は、事実上即して、名称、原材料名、ふしの原産地等を表示することが義務付けられているところです。このうち、

かつお削りぶしについては、

- (1) 名称として、かつおについて、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下「ふし」という。）を削ったものを「かつお削りぶし」と、かつおのふしの表面を削ったものに2番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を削ったものを「かつおかれぶし削りぶし」又は「かつおかれぶし削り」（平成21年9月4日以前に製造され、加工され、又は輸入されるものにあつては、「かつおぶし削りぶし」とすることができる。）と表示すること
- (2) 原材料名として、「かつおのふし」等と表示することとされ、輸入品以外のかつお削りぶしについては、原材料名であるかつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地を表示すること

とされています。

また、輸入品以外のかつお削りぶしの用に供する業務用加工食品のかつおのふしについては、かつおのふし等の文字の次に括弧を付して、ふしの原産地を表示することとされています。

このような中、今般、削りぶしの製造業のトップメーカー2社及びかつおのふしの製造業者3社が、以下に掲げる行為を行っていたことが確認されました。

- (1) かつお削りぶしについて、「焼津産」が混入したかつおのふしを原料にしたにもかかわらず、「枕崎産」又は「薩摩産」と表示して製造・販売したこと
- (2) かつお削りぶしについて、かつおかれぶしに該当しない原料を使用していたにもかかわらず、名称に「かつおかれぶし削りぶし」等と、原材料名に「かつおのかれぶし」等と表示するとともに、原材料のふしの原産地を表示せず販売したこと
- (3) かつおのふしについて、「焼津産」又は「御前崎産」であるにもかかわらず「枕崎産」と表示して販売したこと
- (4) かつおのふしについて、かつおかれぶしに該当しないにもかかわらず、「かつおかれぶし」と表示して出荷したこと

このような行為は、JAS法に違反する行為であるとともに、水産物加工品の食品表示、ひいては業界全体に対する消費者の信頼を揺るがしかねない行為であり、甚だ遺憾であります。

食品の表示は、消費者の商品選択の拠りどころとなるものであり、その流通に携わる自らが適正な表示に努めていくことは、極めて重要かつ基本的な取組であります。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、貴会におかれましても、水産物加工品について適正な表示が行われるよう、会員等への周知徹底をお願いします。

なお、別途、水産物加工品関係団体及び都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を依頼していることを申し添えます。

工場・事業場編

省エネ法が変わります

— 平成21年4月から準備が必要です —



経済産業省 資源エネルギー庁

財団法人/省エネルギーセンター

1. 省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)は、石油危機を契機に1979年(昭和54年)に制定されました。省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量(原油換算値)を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければなりません。

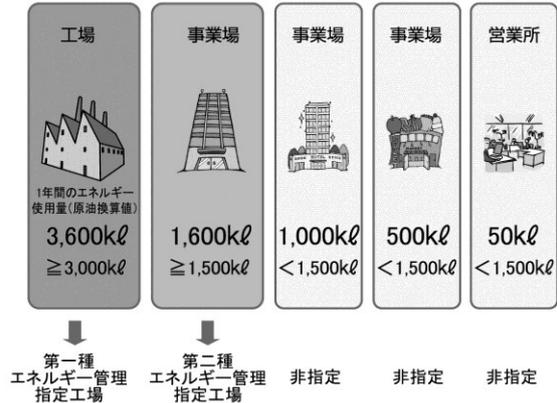
3,000kℓ以上/年: 第一種エネルギー管理指定工場
1,500kℓ以上/年: 第二種エネルギー管理指定工場

義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行うことが義務付けられます。

改正前

工場・事業場単位の法体系



2. 今回の主な改正のポイント

指定基準の改正

- 工場・事業場単位から企業単位へ
今回の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体(本社、工場、支店、営業所など)の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kℓ※1以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。
- 特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。
コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければなりません。フランチャイズチェーン本部が行っている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者(加盟店)を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kℓ※1以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。
また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまでと同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

報告書等の提出単位の変更

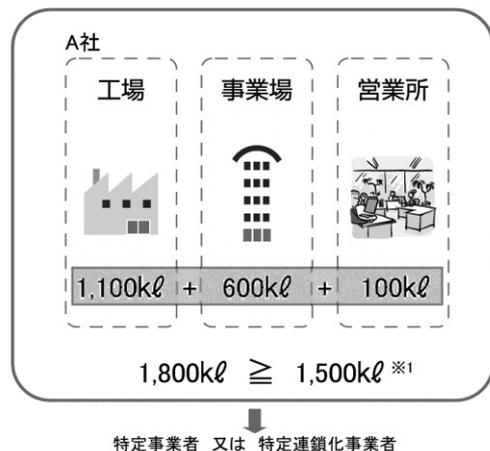
エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。

エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者)※2をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

改正後

企業単位の法体系



※1 政令公布時に正式確定します。
※2 エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

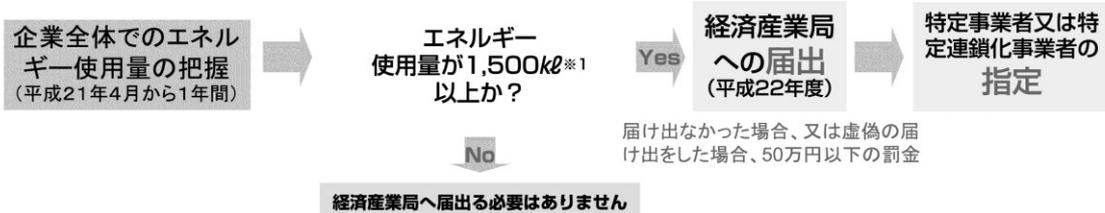
3. 企業全体でのエネルギー使用量の把握

企業全体でのエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要があります。

エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。
 下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量(平成21年4月～22年3月まで)を正確に把握し、
 1,500kℓ※1以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。



年間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上となる事業者の目安			
小売店舗	約 3万m ² 以上	コンビニエンスストア	30～40 店舗以上
オフィス・事務所	約 600万kWh/年以上	ファーストフード店	25 店舗以上
ホテル	客室数 300～400 規模 以上	ファミリーレストラン	15店舗以上
病院	病床数 500～600 規模 以上	フィットネスクラブ	8店舗以上

【注意】 事業所の立地条件(所在地、等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院)等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。

ポイント

(1) 平成21年4月から1年間、すべての工場・事業場のエネルギー使用量(原油換算値)を把握してください。
 (例: 電気・ガスについては、毎月の検針票に示される使用量を把握)

(2) エネルギー使用量を原油換算値へ換算してください。

- ① 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計してください。
- ② ①の使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量(GJ)を求めた後合計して年間に使用したエネルギー量(熱量合計、GJ)を求めてください。
- ③ ②の年間の使用熱量合計(GJ)に、0.0258(原油換算kℓ/GJ)を乗じて年間のエネルギー使用量(原油換算値)を求めます。

【備考】事業所ごとに各月①～③を行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

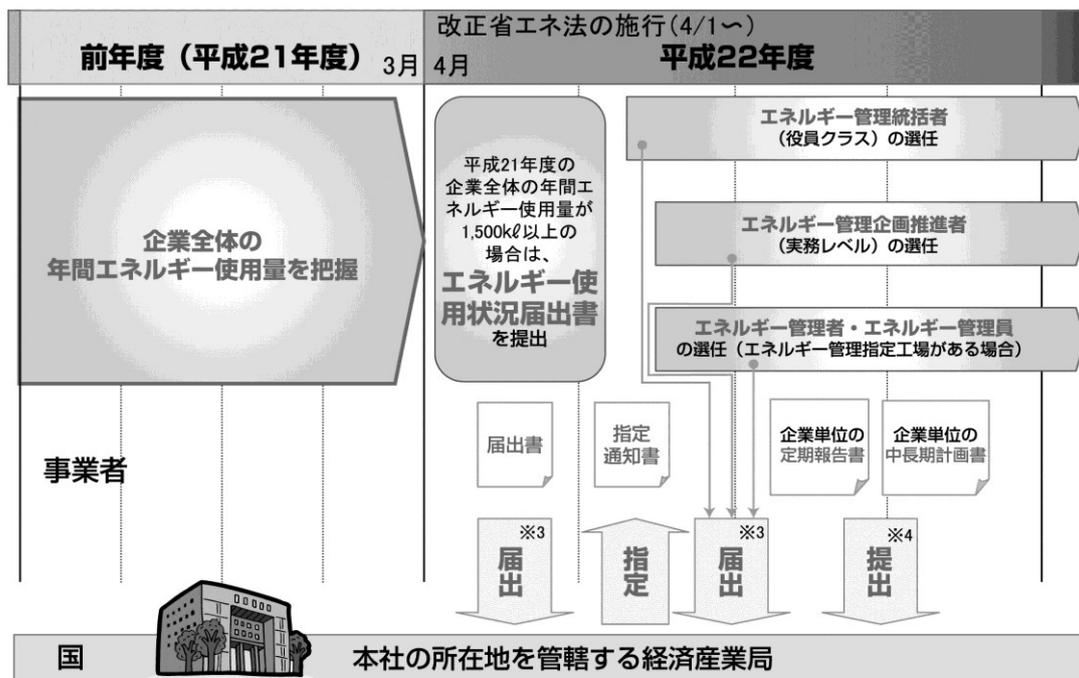
燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的数値、集計用の簡易ツール(右図の簡易計算表)は下記URLを参照してください
http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls

(3) 合計が1,500kℓ※1以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出てください。

エネルギーの種類	使用量		換算係数	
	単位	数値	数値	単位
原油	kℓ	0	38.2	GJ/kℓ
原油のうちコンデンサート(NGL)	kℓ	0	35.3	GJ/kℓ
揮発油(ガソリン)	kℓ	0	34.6	GJ/kℓ
ナフサ	kℓ	0	33.6	GJ/kℓ
灯油	kℓ	0	36.7	GJ/kℓ
軽油	kℓ	0	37.7	GJ/kℓ
A重油	kℓ	3,308	39.1	GJ/kℓ
B・C重油	kℓ	0	41.9	GJ/kℓ
石油アスファルト	t	0	40.9	GJ/t
石油コークス	t	0	29.9	GJ/t
石油ガス	t	0	50.8	GJ/t
液化石油ガス(LPG)	t	0	44.9	GJ/t
石油系液化水素ガス	Fm ³	0	54.6	GJ/t
可燃性天然ガス	t	0	43.5	GJ/t
天然ガス	Fm ³	0	29.0	GJ/t
石炭	t	0	25.7	GJ/t
一般炭	t	0	26.9	GJ/t
無煙炭	t	0	29.4	GJ/t
石炭コークス	t	0	37.3	GJ/t
コールタール	t	0	21.1	GJ/t
コークス炉ガス	Fm ³	0	3.41	GJ/Fm ³
高炉ガス	Fm ³	0	8.41	GJ/Fm ³
転炉ガス	Fm ³	0	45.0	GJ/Fm ³
その他の燃料	Fm ³	2,993	134,685.0	GJ/Fm ³
都市ガス 13A	Fm ³	0	GJ/*	
産業用蒸気	GJ	0	GJ/**	
産業用以外の蒸気	GJ	0	1.02	(換算係数)
温水	GJ	0	1.36	
冷水	GJ	0	1.36	
小計①			264,027.8	6,811.9
電気				
一般電気事業者				
昼間買電	FkWh	14,916	148,712.5	9.97
夜間買電	FkWh	5,314	49,313.9	9.28
その他				
上記以外の買電	FkWh	0		9.76
自家発電	FkWh	()		GJ/FkWh
小計②	FkWh	20,230	198,026.4	
合計 GJ (③=①+②)			462,054.2	
原油換算 kℓ			11,921.0	0.0258

4. 主な手続きスケジュール

経済産業局にエネルギー使用状況届出書を届け出ると、経済産業大臣から指定を受け特定事業者(又は特定連鎖化事業者)となります。特定事業者(又は特定連鎖化事業者)は下図に示すとおり、エネルギー管理統括者の選任、エネルギー管理企画推進者の選任、定期報告書・中長期計画書の提出が必要となります。



※3 具体的な届出時期については追って公表します。
 ※4 定期報告書及び中長期計画書については経済産業局の他に、工場・事業場の行なう事業の所管省庁にも提出します。

お問い合わせ先

●経済産業省窓口●

資源エネルギー庁省エネルギー対策課
 TEL 03-3501-9726

管轄地域

- 北海道経済産業エネルギー対策課 …… TEL 011-709-1753
 - 東北経済産業局エネルギー課 …… TEL 022-263-1207
 - 関東経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 048-600-0364
 - 中部経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 052-951-2775
 - 近畿経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 06-6966-6043
 - 中国経済産業局エネルギー対策担当 …… TEL 082-224-5741
 - 四国経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 087-811-8535
 - 九州経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 092-482-5473
 - 沖縄総合事務局経済産業部環境資源課… TEL 098-866-1757
- 北海道
 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄県

財団法人/省エネルギーセンター

Internet URL: <http://www.eccj.or.jp>
 E-mail: master@eccj.or.jp

■本部 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-10-9 ジオ八丁堀
 TEL:03-5543-3016 FAX:03-5543-3021

●省エネ法・メール相談コーナー●

省エネルギーセンターのホームページ
 (<http://www.eccj.or.jp/>) から「Q&A」をクリック、
 質問サイトからお問い合わせ下さい。
 また、FAXでも受付しております。
 FAX:03-5543-3021

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について



20生畜第1817号
平成21年2月27日

社団法人日本加工食品卸協会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
総合食料局食品産業振興課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

これまでの我が国の高病原性鳥インフルエンザの発生に際しましては、正確な情報の伝達や適切な流通の確保につき御理解及び御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日、愛知県下のうずら飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところであり（別添プレスリリース参照）、現在、愛知県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置を的確に講ずることとしているところです。これらの防疫措置は、うずらや鶏など家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

本病に関する正確な知識の普及については、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」（平成16年12月10日付け16消安第7217号農林水産省消費・安全局衛生管理課長・生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」（平成17年6月27日付け17消安第3035号農林水産省消費・安全局衛生管理課長・生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）等において御協力をお願いしたところです。

うずらや鶏といった家きんの卵又は肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

また、消費・安全局長からは、都道府県知事に対して、本病のまん延防止に向けた監視体制の強化に関する通知が発出されましたので、参考として送付いたします。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの卵及び肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産のうずらや鶏の卵及び肉の取扱いにつきまして、「〇〇県産のうずらの卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

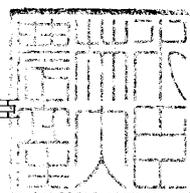
国際穀物相場の動向を踏まえた輸入麦の政府売渡価格の改定と麦関連製品の
適正な価格設定について



20総食第956号
平成21年2月24日

日本加工食品卸協会会長 殿

農林水産大臣



国際穀物相場の動向を踏まえた輸入麦の政府売渡価格の改定（平成21年4
月期）と麦関連製品の適正な価格設定について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、食料行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、輸入麦の政府売渡価格については、国際相場の動向等を踏まえて、毎年4月期及び10月期に改定することとしておりますが、平成21年4月から適用する政府売渡価格について、別添1のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

麦の国際相場は、一時に比べれば、かなり落ち着いてきましたが、我が国における麦の自給率はわずか14%であり、消費量の大宗を輸入に依存しておりますので、その価格が国際穀物需給・価格の影響を大きく受けることは避けられず、今後とも、国際相場の動向を注視していく必要があると考えております。

今後、小麦粉・麦関連製品の価格についての見直し交渉が流通の各段階で行われることになると考えられますが、今回の輸入麦の政府売渡価格の引下げを踏まえ、また、独占禁止法・下請代金法等を遵守して、適切に行われますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、農林水産省では、昨年2月から設置している相談窓口（別添2）において、引き続き、製造業者等からの経営等に関する各種相談を受け付けておりますので、適宜ご活用いただきたいと思います。

(別添1)

プレスリリース

平成21年2月24日
農 林 水 産 省

平成21年4月期における輸入麦の政府売渡価格の改定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条第2項に基づき売り渡す輸入麦の平成21年4月期の政府売渡価格について、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1. 政府売渡価格改定の考え方

価格改定ルールに基づき、直近8か月間（平成20年6月～21年1月）の平均買付価格をもとに算定すると、平成21年4月期（4～9月）の政府売渡価格は、5銘柄平均で▲14.8%（銘柄ごとに見ると▲10.6%～▲20.6%）の引き下げとなります。

（単位：円/トン（税込み））

銘柄 （主な用途）	20年10月期 の売渡価格	21年4月期 の売渡価格	対前期比
アメリカ産（ダーク）ノーザン・スプリング （主にパン・中華麺用）	77,500	67,010	▲13.5%
カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング （主にパン用）	80,440	71,890	▲10.6%
アメリカ産ハード・レッド・ウインター （主にパン・中華麺用）	74,610	59,260	▲20.6%
オーストラリア産スタンダード・ホワイト （主に日本めん用）	76,550	64,140	▲16.2%
アメリカ産ウェスタン・ホワイト （主に菓子用）	67,200	57,880	▲13.9%
5銘柄加重平均価格	76,030	64,750	▲14.8%

（注）参考価格であり、実際の売渡価格は品質によって異なる。

（参考）

平成21年度の輸入麦の政府売渡価格の算出に当たって織り込まれるマークアップ及び港湾諸経費は以下のとおりです。

- ・ マークアップ：16,868円/トン（税込み）
- ・ 港湾諸経費：2,109円/トン（税込み）

（1 / 2）

農 林 水 産 省

2. 消費者物価指数に与える影響（試算）

消費者が購入する麦製品の価格に占める原料麦価格の割合を踏まえると、今回の価格改定が消費者物価指数に与える影響は▲0.02%程度となります。

<添付資料>

- ・「輸入麦の政府売渡ルール検討会」中間報告
- ・参考資料

お問い合わせ先

総合食料局食糧部食糧貿易課
担当者：久保田（総括班）、直井（企画班）
代表：03-3502-8111（内線 4264）
ダイヤルイン：03-6744-2086
FAX：03-3502-3162

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(2 / 2)

農林水産省

中間報告

平成21年2月24日

輸入麦の政府売渡ルール検討会

1 これまでの検討経過

- (1) 本検討会は、昨年10月30日に決定された「生活対策」において、「輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等については、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにする方向で早急に見直しを行う」とされたことを受けて、同年11月26日に発足し、本日までで8回の会合を重ねてきた。
- (2) 小麦については、国内需要の86%を輸入に依存しており、安定輸入を確保しつつ、国際相場の動向を踏まえた健全な企業行動・消費行動を促す観点から、国際相場の市場動向をより迅速に反映するルールとしていくことが重要である。
- (3) そのためには、政府売渡価格の改定回数の増加やS B S方式（売買同時入札）の拡大といった方法が考えられ、こうした方法は、関係企業の国際需給変動への対応力の強化を通じて食料の安定供給にも資するものと考えられる。
- (4) 現在、これらの点に関し、製粉業界等との意見交換を続けているところであり、本検討会としての結論を出すには、更に意見交換が必要である。

2 平成21年4月期の政府売渡価格

- (1) 一方で、従来ルールでは、本年4月期の政府売渡価格を2月中に決定・公表する必要があり、新しいルールの決定に至らない以上、4月期の政府売渡価格の改定は、従来のルールで行わざるを得ない。
- (2) その際、本検討会としては、ルールである以上は、厳格に算定方式どおりに決定することが望ましく、それが関係企業の価格の予測可能性の向上にもつながるものと考える。

3 今後の検討方向

- (1) 本検討会は、引き続き、関係業界との意見交換等を行いながら、輸入麦の政府売渡ルールの検討を精力的に進め、できるだけ早く成案を得ることとする。
- (2) その際、農林水産省の機構改革における主要食糧業務を担う組織の在り方についての検討や食料・農業・農村基本計画の見直しとの関係にも留意することとする。
- (3) なお、ルールの検討に当たっては、関係業界に将来を睨んだ戦略的な検討を期待するとともに、ルール変更に当たって必要となる準備期間、ルール変更による関係企業への影響、国産麦の生産振興との関係、備蓄の確保等についても、検討を深めるものとする。